

教員養成課程におけるディベート教育の試み

— 論題「危険防止に関するルール違反があった場合、
当該クラス全員に罰則を科すべきである」 —

A Teaching Method of Debating for Teacher's Training Course

Theme : Should all the class members be punished in violation of safety rule ?

中馬 充子¹⁾・井筒 次郎²⁾

(2011 年 3 月 15 日 受理)

はじめに

21 世紀は地球環境問題、エネルギー問題、人口問題、食糧問題など、様々な地球規模の難題が山積みしている時代である。この極めて難しい時代を生き抜くには、人文科学、社会科学、自然科学の基本的な考え方に関する基礎力を、社会人となる前の時代に自分のものとし、問題の所在を適確に把握しておく必要がある。困難な問題に立ち向かう勇気といかに取組むべきかに関する基礎的認識と共に有する学生を育てるには、他の分野から孤立した単独の知識ではなく、インターネット時代の情報活用能力、問題解決能力を支える盤石な基礎的思考力を身につけさせなければならない。高学歴社会、高度情報化社会において個を確立するための重要な場として大学を位置付けるならば、できる限り幅広い教養教育を尊重し、基礎的思考力養成についてしかるべき配慮がなければならない。人類の存続にかかわる重大な問題が目前に迫っている今日、知力の徹底性を重んじ、学生が客観的に物事を観察し、その本質を捉えるための訓練まで、大学教育の目的に含めるべきであろう。したがって、大学教育が学生に提供すべき

教養教育の本質は、単なる知識量ではなく、学生が自らの考え方を相対化し、適確な「知の方向性」を見出す道標となることにあるものと思われる。

21 世紀的な教養教育を考える上では、「市民性の涵養」¹⁾も重要なキーワードとなっている。大学がそのためにできることは、学生の好奇心を呼び起こし、将来の知的活動のきっかけとなる経験を与えることである。筆者らは大学保健体育教育を担当する立場から何が提供できるか、授業効率を高め、リベラルアーツの育成に貢献することを意図して、授業研究を精力的に進めている。^{2,3,4,5)} 例えば、学生一人ひとりが健康問題を科学的にとらえ、健康的な生活を維持し、発達段階に応じて的確な行動の選択ができるようになること、つまり、ライフスタイルの転換と新しい生命倫理を獲得させることの必要性を指摘し、ディベート式授業の導入を提案してきた^{6,7,8,9)}。

人類の存続にかかわる重大な問題が目前に迫っている今日、知力の徹底性を重んじ、客観的に物事を見、その本質を捉える訓練を行うことを大学教育の目的とする必要がある。このような課題意識に基づいて、筆者らは、1999 年度以降の大学保健体育教育における

¹⁾ Mitsuko Chuman : Department of Human Sciences, Seinangakuin University

²⁾ Jiro Izutsu : Faculty of Culture and Sport Policy, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama, Japan 225-8503

ディベート式授業を通して、安全教育の可能性を探ってみた結果、①科学技術と社会のあいだで発生する社会問題や科学技術政策に関心を寄せ、新しい視点の獲得を可能にしたといえよう。②安全能力、とりわけ、見識(判断力・洞察力)を磨き、人間性(他者尊重性・道徳性・規範行動性・自己抑制力・情緒安定性)を養うことに極めて効率の良い支援活動ができることが示唆された。③調べて纏めて発する過程のなかで、立論における分析、立論の構成、証拠資料、態度・マナーについては、審査員による五段階評価では4点以上が得られたが、質疑、応答、反駁の構成、論理の一貫性(チーム全体)、反論の量及び質、話し方・語句選択についての評定は3点以下であった。④審査員経験数と審査員フローシート、ならびに判定理由及びコメント内容の充実度には相関関係が認められた。このことは、最も基本的なスキルである「聞く」能力の向上と、審査員の使命、つまり論題に対する自らの考えに影響されることなく、肯定側・否定側のどちら側が総合的に見てより優れた議論を展開したかを判断することを可能にしたといえよう。⑤上級学年になるほど所属学部分野に関する情報収集力と分析力、および複眼的思考力が向上しており、相手の議論を事前に予測し準備性を高めるなど、質疑応答の場におけるチームへの貢献度が高くなる傾向にあることが看取できた。

そこで、教養教育のみならず、教員養成課程におけるディベート式授業を分析した結果、リスクコミュニケーション能力、とりわけ、リスクトレードオフの認識、およびエビデンスに基づいた情報収集力と多角的なものの見方の育成に、極めて有益な知見が得られたので報告したい。

I 教員養成課程におけるディベート教育の実際

1 授業：「体育概論」(小免・選必2単位)の半期14回の授業のうち、履修者によるディ

ベート・ディスカッションを5回実施した(1チーム3名が理想的であると考えている為、履修者数により実施回数は変動する)。

2 評価：「調べて纏めて発信する」ことに力を置き、ディベート50点+定期試験50点による総合評価とした。

3 方法：1999年以降、さまざまなフォーマットを試用した結果、現在は日本ディベート協会初級クラスのフォーマットを採用している。プロポジションは、中立の立場からディベーターと協議のうえ決定し、最終的に肯否を確定した。チーム単位でプロポジションの理解を深めながら、立論・質疑・反駁の準備を行ない、プレゼンテーションを行う。なお、理解度を深めるために、審査員へは資料(A4版2枚、原則として立論3点・エビデンスデータ・文献などを掲載)を配付する。

また、法廷教室を使用し、授業研究用にDVD録画を行う為、事前に全員の了解を得ておく。準備に際しては、大学図書館内グループ学習室(9:00～22:00)の利用を促し、e-mailや電話などの質問には當時応じると共に、ディベート期間中は学生の要請を受けてグループ学習室に出向き積極的支援を行う。また、当日のディベーター以外は審査員として、判定用紙に評価10項目で採点し、判定理由およびコメントを記載する。収集後、直ちに集計し勝敗を発表する。

4 本論において分析したディベート・ディスカッション

開催：2009年1月9日(金)11:10-12:40、S大学1号館法廷教室、肯5／否5／審査30／計40人

論題：「危険防止に関するルール違反があつた場合、当該クラス全員に罰則を科すべきである。」

論題の背景：

1) 事件概要：1973年4月、大阪府高槻市立富田小学校男子児童Y君(小4)が、友だち4人とカギのかかっていない体育館に入り、鬼ごっこをしていて天井裏に入り、天井板を踏み抜いて約5メートル下のコンクリー

ト床に墜落。頭を強く打って死亡。児童の両親が、小学校設置者である大阪府高槻市に損害賠償請求。1976年2月27日、大阪地裁一审で学校側の過失を認める。「判断力に乏しい反面、好奇心と行動力が旺盛でこわいものしきりの児童が、学校側の注意に反して鉄はしごを登り天井改め口から本件天井裏に入つて遊ぶことは十分予測しえた」とした。一方、きまりを破って天井裏で遊んでいた児童にも3割の過失相殺とした。

2) 当該校における事後措置を下記のように仮定した。

- (1) 本校は、二度と同じ過ちを繰り返さないべく、児童に対する安全教育、および学校安全管理に関しては、毅然とした態度で取り扱うことを教育方針の根幹に据えている。
- (2) 本校では、安全管理マニュアルを作成し、学校関係者、保護者、および地域住民に対する充分な説明を行い、合意が得られている。
- (3) 日頃から、校内における注意を払うべき箇所を点検し、児童等に注意喚起とともに、教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、授業中および休憩時間等における児童等の安全確保に努めている。
- (4) 本校では、校舎内外における施設の安全性を確保するため、定期的な点検を行っている。
- (5) 本校では、児童と教職員、および保護者と共に、危険防止に関するルールを作成した。もし、ルールを守らなかった場合は、下記の罰則を科すことが決められている。
 ①なぜ、ルール違反が発生したのか、原因究明と今後の取組みについて、クラスで話合った結果を、文書にまとめ、全校児童・教職員に配付する。
 ②さらに、個人的ルール違反であっても、当該クラス全員で、朝の挨拶運動（一定期間、正門に立つ）、または全校舎の廊下掃除（雑巾がけ）、あるいはトイレ掃除などを行なう。
 ③ルール違反者が、複数クラス・複数学年にまたがった場合でも、原則として当該クラス・学年に科すものである。
- (6) 教職員は、本件を起因とする子ども間の

摩擦やいじめなどが発生しないよう充分に配慮する。

■フォーマット

- | |
|--------------|
| 肯定側 立論 6 分 |
| 否定側 質疑 3 分 |
| 否定側 立論 6 分 |
| 肯定側 質疑 3 分 |
| 準備時間 5 分 |
| 否定側 第1反駁 4 分 |
| 肯定側 第1反駁 4 分 |
| 準備時間 5 分 |
| 否定側 第2反駁 4 分 |
| 肯定側 第2反駁 4 分 |

■審査員評価 10項目

1. 立論における分析
2. 立論の構成
3. 質疑
4. 応答
5. 反駁の構成
6. 論理の一貫性
7. 反論の量・質
8. 証拠資料
9. 話し方・語句選
10. 態度・マナー

各5点 計50点満点

II 肯定側否定側の論理

1 肯定側の論理（メリット）

立論1 子どもの連帯感・責任能力が増す
 「規範意識が育つことによって、ひとりひ

とりの責任能力が増すと、その他の不正行為やルール違反を許してはならないという意識が向上すると考える。」「教師は、なぜルールを守らなければならないのか、適確に伝える努力を行い、子ども達が、罰則があるから守るのではなく、本当に危険だから守るのだという理解を得なくてはならないと考える。」

立論 2 再発防止に繋がる

「自分の起こした行為が、一つ間違えれば命に関わる問題になるかもしれないという認識をもつ。」「資料 3 の負傷が発生した場合別の発生件数によると、小学校は休憩時が圧倒的に多く、全体の発生件数の 52.2% を占めている。」「リスクマネジメントの意識を高め、危険防止に関するルールを掲げ、それに違反した場合は、罰則を科すという形にしておくことで、教師がいなくても子ども達の中で、危険行為をしてはいけないという判断ができるようになり再発防止に繋がると考える。」

立論 3 子どもたちの危険回避・危機管理能力を養う

「資料 1 日本安全教育学会による安全教育の目標には、②生活の中に潜む危険を予測し、自他の安全に配慮して、安全な行動をとると共に危険を回避出来るようにする。③自他の生命を尊重し、安全で安心な社会作りを認識して、安全活動に進んで参加し貢献できるようとする」「資料 2 学校管理下で発生した災害（負傷疾病）の件数」

□否定側質疑：

- 1) 罰則を科す時間は、昼休みなどの休み時間で行うと考えて良いか。→ YES、早朝もあり得る。
- 2) 罚則を行っている場に教師が付き添うと考えて良いか。→ YES
- 3) 付き添う教師は、学級担任と考えて良いか。→ YES
- 4) 罰則を課すことでしか子ども達の危険回避・危機管理能力を養うことはできないのか。→ NO、罰則以外にも方法はあるが、より子ども達の意識が向上すると

考えている。

5) 注意し合える、あるいは連帯責任をもつことが低学年生においても可能であるのか。→ YES、困難性はあるが徐々に注意し合える環境が作れるものと考えている。

2 否定側の論理（デメリット）

立論 1 罰則を科すことでもたらされる児童への悪影響

「児童や教師たちの眼にさらされることにより自尊心が傷つけられる。また人間としての尊厳を侵すことになる（資料 1 憲法 13 条）」「どんなに配慮してもいじめは発生する。しかも陰湿で巧妙化しており発見できない場合が多い（資料 2 文科省いじめ発生件数）」

立論 2 教師への負担増に伴うデメリット

「教員の就業環境および勤務実態から判断して、日常的安全管理以外に充当する時間的・精神的余裕はない（資料 3 / 4 文科省教職員に関する実態調査 2004 年）」「罰則を学級担任の監視下で行う場合、教員の激務状況から判断して不可能である」

立論 3 罰則を科することで発生する教育的意義への矛盾

「罰則として行われる奉仕活動は勤労生産奉仕的行事の意図と反する（資料 5 学習指導要領解説特別活動編）」「罰則を科すと反省すべき内容よりも罰を受けることに関心が向き、罰を受けたくないからルールを守るという思考に陥る危険性がある」

□肯定側質疑：

- 1) 児童の主体的な姿勢について、罰則以外の考えがあるか。→ YES、具体的には子ども自らが共通理解を得られる話合いの場を作ることである。
- 2) 日常的な安全管理だけで事故発生件数が減少すると考えているのか。→ NO、減少ではなく防止できるという意味である。
- 3) 罰則を課すことに 2 時間を要すると言うが、根拠はあるのか。→ NO、否定側

の概算である。

4) 資料2のいじめ発生件数は、罰則を課すことによって生じた件数か。→NO、全体数である。

肯定側立論（メリット）

1 子どもの連帯感・責任能力が増す

- ・生きて行く上でルールを守ることの大切さを学ぶ
- ・規範意識を育てる
- ・子どもたち同士で注意し合える環境を作る

2 再発防止に繋がる

- ・命の大切さ、尊さを理解する
- ・教師が常に傍にいるわけではない
- ・全員の問題として捉える

3 子どもたちの危険回避・危機管理能力を養う

- ・自分たちの命だけでなく他人の命も共に大切であるという意識の向上
- ・危険を予測し、回避する能力の育成

否定側立論（デメリット）

1 罰則を科すことでもたらされる児童への悪影響

- ・児童の精神的苦痛
- ・いじめ発生の危険性

2 教師への負担増

- ・小学校教員の現状
- ・罰則を実行するにあたっての時間確保の困難性

3 罰則を科することで発生する教育的意義への矛盾

- ・学習指導要領との不一致
- ・「罰則を科す」から「児童の主体的な姿勢」へ

III 議論の総括

1 否定側第2反駁

- 1) 罰則を課すことにより連帯感と責任能力が増すと主張した点について、危険な行為に対する友人からの指摘はむしろ反感をかうことになる。また、みんなの命を守るために主張した点について、ルール違反をしていない者に、当事者と一緒に罰則を受けることを理解させるのは困難である。
- 2) 子どもの行動は予測不可能な場合が多く、その都度罰則を作っていたのでは子どもの自由な活動が制限される。また、ルール違反をした者に対し罰則を与えて、問題解決をしようとする意識が発生する可能性が否定できない。
- 3) 安全管理と安全教育は学校の最低の義務であるため、罰則を科すことがなくても子どもの危険回避能力を育むことは可能である。

2 肯定側第2反駁

- 1) 罰則は生命の大切さを示すための一つの指針であり、「ルールを守らないことがどれほど危険なことであったか」についての反省と合意形成の場を提供する点が重要であり、教員と子どものリスクコミュニケーションを深める意義は大きい。
- 2) 子どもに罰則を科すという行為は、学校安全を司る教職員にとっても、子どもの安全性を最優先に考える保護者にとっても安全管理と規範意識を高める上で極めて重要な課題と成り得る。
- 3) 生命の尊厳と危険行為に対する子どもの認識力と連帯感を育む上で、極めて合理的でメリットの大きい行為である。

IV 審査員による判定理由およびコメント

①否定側反駁の「罰を与えられるから先生に

言わないのでおこうという意識が生まれる」はあり得ることだと思った。

②教師への負担に関して、実際にモデルを提示していた点はリアル感があった。危険予測・回避能力の育成について考えていきたいと思った。

③肯定側が指摘していたように、否定側反駁に矛盾があった。肯定側の「児童の意識を高めるためだけに罰則を与えるのではなく、罰則を与えないければならない教師の意識も変えることができる」という意見に心が揺れました。

④「教師の力」に対する期待が大きすぎたようにも感じたが、子ども達の悪いことを悪いと捉える力にも期待したいと私は思いました。

⑤個人的には肯定側の意見だが、否定側の反駁には説得力があった。

⑥どちらのチームも子どもに命の大切さを感じて欲しいという思いが強く、今回のディベートは非常に重要なテーマだった。

⑦発言者が特定化されていたので、チーム内の発言のバランスを考えるべきである。

⑧お正月明けだったので、全体のテンポがゆるやかだった。否定側の最終反駁の声に力がなく、説得力に欠けていた。話し方が生き生きしていないと説得力にも影響が出てくるように感じた。

⑨肯定否定共に質疑の量が少なかった。

⑩準備をきちんと行い、テーマについて深く思考を掘り下げた人は両チームとも、特定の人だったように見受けられます。その人達の反駁や質問のレベルは高いと思いましたし、私だったらここまでハイレベルな話はわからないと思った。

⑪伝えたい内容が一貫していなかったり、早口だったり、客観的に理解しにくい点があった。

⑫非常に難しい論題だと思います。最終反駁は、議論の総括なので、争点を明らかにすべきであると思う。

⑬否定側反駁に根拠があった。

⑭否定側の「罰則を受けたくないからルールを守るのでは根本的な問題の解決にならない」「連帯感が必ずしもよい方向へ進むとは限らない」「子ども達が考えて理解し、主体的な姿勢をもつことで安全が守れる」という意見に納得した。対して、肯定側の「いのちを大切に守るために罰則である」「連帯責任に対しても危険を注意し合える雰囲気づくりを行う」など、反駁に対する反駁を明確に述べていた。

V 体育概論におけるディベート論題

論題「本校は、昼休み時間に、持久走記録会の体育的活動を実施するべきである」

論題「小学校運動会の徒競走での順位付は必要である」

論題「保護者は、子どもの興味・関心に関わらず、小さい時からスポーツをさせるべきである」

論題「本校は、体育の時間を大幅に増やすべきである」

論題「日本政府は、出生前診断を認める法令を制定すべきである」

論題「改正臓器移植法を支持する」

論題「日本政府は、国民投票にあわせて、成人年齢を18歳に引き下げるべきである」

論題「福岡市立小学校は英語教育を全学年必修にするべきである」

おわりに

ディベートディスカッション導入のメリットについては冒頭で述べたが、デメリットについて、チーム全員が積極的に参加するとは限らないため、協力体制も含めて、チーム内における準備時間調整と役割分担の進捗度に差違がある点、90分の授業で得られる質の確保が変動する点が今後の課題といえよう。角松ら¹⁰も、2単位等の限られた時間枠ではトレード・オフの関係が生じることを懸念しながらも、法教育の視点から「批判的・論理的

「思考力」における「マクロ的側面」と「基本的アカデミック・スキル」、および「複眼的思考力」には一定の効果が期待できることを指摘している。森¹¹は、都市・地域問題、環境問題等の複雑な社会問題を取り扱う政策系学部等において、政策を科学的に学んでいく一つの有効な手段として、また、高野倉¹²は、技術者倫理教育の視点から、ディベート教育が有益であることを示唆している。高等教育におけるさまざまな能力育成を目指すためには、単なる一般論を語ることではなく、自らの授業における教育ディベートの検証を試みることが肝要であるといえよう。

今後の教員養成課程における具体的プロポジションについては、井筒¹³の「ルールを守ることの大切さをどのように教え、育てるか」について、ディベート・ディスカッション導入による授業のモデル化を次なる課題としたい。

最後に、「チームで一貫性をもって準備することの困難性」「根拠をもって論理的に説明することの難しさ」「個人的には罰則を科すことに対する反対であったが、肯定側の立論と反駁にも合意できた」「あれだけ一丸となつて話し理解し合っていたのに、その場になると言いたいことが言えず、自分のレベルに落胆した」などがディベーターの代表的感想であるが、ほぼ全員がディベートディスカッションを好意的に捉えており、教養教育のみならず、教員養成課程においても極めて有用性の高い授業スタイルであると結論できる。

注記

- 1 小林傳司（2010）今日的な教養と教養教育、学術の動向、第15卷第6号、22-27頁
- 2 小林勝法・中馬充子ほか（1994）高等学校教育との接続関係からみた大学における保健体育理論教育の検討、一般教育学会誌 第16卷第1号、62-65頁
- 3 小林勝法・中馬充子（1994）大学生の体育理論に対するレディネス、東京体育学研究 1994年度報告、43-48頁

- 4 中馬充子・小林勝法（1995）大学生の保健理論に対するレディネス、西南学院大学児童教育学論集第21卷第2号、139-153頁
- 5 中馬充子（2000）医薬品に関する大学生のレディネスについて—高校保健教科書の改訂に伴う影響の把握、大学教育学会誌第22卷第1号、57-62頁
- 6 中馬充子（2001）高校教育とのアーティキュレーションからみた大学保健体育理論教育の検討—レディネステストとディベート教育の効果—、Seinan Ricerca、西南学院大学学術研究所、6-7頁
- 7 中馬充子・小林勝法（2002）教養教育としての健康教育の可能性と課題、大学教育学会第24回大会、宮城大学
- 8 中馬充子（2002）大学における安全教育の可能性と課題—ディベート教育による意志決定および行動選択力育成の視点から、日本安全教育学会第3回大会、日本体育大学
- 9 中馬充子（2010）市民性の涵養を視野に入れた大学保健体育授業開発の基礎的研究—ディベート・ディスカッション導入によるライフスキル獲得の可能性、大学体育第96号、187-192頁
- 10 角松生史・曾野裕夫（2004）大学教育における「教育ディベート」手法活用の試み—「法教育」の視点から—、大学教育第10号、九州大学、15-39頁
- 11 森裕之（2004）高等教育における政策ディベートの実践、立命館高等教育研究第3号、51-62頁
- 12 高野倉雅人・林茂雄（2008）ディベートを活用した技術者倫理の実践的教育方法の教育効果について、工学教育 Vol.56, No.2, 神奈川大学、8-13頁
- 13 日本安全教育学会第7回福岡大会 日時 2006年10月28日（土）於西南学院大学 ■ ラウンドテーブル2 「ルールを守ることの大切さをどのように教え、育てるか」企画／話題提供：井筒次郎（流通経済大学・スポーツ健康科学部）企画概要：私は、現在、大学で「スポーツ

「教育学」という授業を担当しています。受講生は、全員スポーツ・健康科学を専攻している学生です。今年度の第5回目の授業で、「小学生がサッカーの試合でシュミレーションを行うことについてどのように考えるか」というテーマでレポートを提出してもらいました。“シュミレーション”とは、さも自分がファウルを犯されたように見せかけて審判にアピールする行為です。驚いたことに、受講者の55%がこうした行為を肯定し

ているという事実がわかりました。なぜこうしたルール違反を肯定するような考えが支持されるのでしょうか？ 安全教育ではルールを守ることの必要性を教えます。交通事故も含め、多くの事故はルールを守らなかったことに起因しています。“ルールを守る大切さをどのように教えていくべきか”。多くの参加者の実践報告を参考にしながら、この課題に接近してみたと考えています。